

社会貢献に係る助成金 募集要項

～医療生協さいたま生活協同組合の社会貢献に係る助成金とは～

国民のいのちと健康を守ることに資する活動に対して当生協が資金を助成することにより、非営利の市民活動との連携をつくり、地域に貢献する事を目的としている助成金です。

募集要項

1. 対象となる活動

国民のいのちと健康を守ることに資する活動とします。

- (1) 地域の保健・医療・福祉の向上に資する活動。且つ、当生協との連携する可能性を持ちうる活動
- (2) 自然環境の改善に資する活動。
- (3) 大規模災害の復興支援に資する活動。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射能汚染の監視活動と自治体への発信に係る活動。且つ、原発廃止に資する活動。

2. 対象となる団体

- (1) 埼玉県内に主たる事務所（又は準じる所）を有する営利を目的としない団体であり、その代表者もしくは責任者が埼玉県内に居住すること。
- (2) 団体は定款に準じる規約を有し、自ら経理し監査することができる会計機能を有すること。
- (3) 宗教団体・政党・政治団体でないこと。
- (4) 法令違反等の反社会的行為が認められないこと。
- (5) 現職の当生協理事及び職員が、団体の代表者若しくは責任者又は役員でないこと。
- (6) 医療生協さいたまの本助成制度の助成回数の上限を3回までとし、上限に達していないこと。

3. 対象となる活動の実施期間

2017年4月1日～2018年3月31日までとします。

4. 助成金限度額

助成限度額は1団体10万円を上限に支給します。

5. 対象となる経費

申請する活動に直接要した経費を助成の対象とし、以下に示します。

(1) 助成の対象となる経費：講師等謝金、旅費、材料購入費、消耗品費、通信費、運搬費、工事費、施設使用費、委託費。

項目	用途（例）
講師等謝金	会議、講演会等の講師料、原稿依頼等の謝金
旅費	出張の際の旅費
材料購入費	活動に必要な材料の購入費
消耗品費	消耗品の購入費用
通信費	電話代、切手代など
運搬費	物品・人員の運搬に関する経費
工事費	改修等に関する工事費
施設使用費	施設の使用料に関する経費
委託費	研究・調査に関する委託費

注意 助成の対象とならない経費例：団体の人件費および家賃ならびに生活費等。申請した活動に要しない経常的に要する経費および申請した活動目的に逸脱する物品購入費。

6. 助成金申請書類及び申請期間

(1) 申請書類

- ①医療生協さいたま社会貢献に係る助成金の給付申請書(様式第1号)
- ②助成金申請額計算書(様式第1号-(1))
- ③支出予定額内訳書(様式第1号-(2))
- ④登記簿謄本、定款又は準じる規約、当該年度収支予算書抄本、その他参考となる資料

(2) 申請期間

2016年11月1日(火)～ 2016年12月31日(土)

※ 消印有効です。締切日以降の申請については理由の如何に問わず対象外となります。期日には余裕を持ってお申し込み下さい。

7. 選考について

選考については「医療生協さいたま生活協同組合の社会貢献に係る助成金の選考基準」の上記審査基準に基づき総合的に判断致します。

1次審査：書類選考

2次審査：1次審査・書類選考通過の団体・活動に対してプレゼンテーションによる2次審査を行う。

所要時間は1団体あたり20分(説明10分、質問10分)程度とする。

プレゼンテーションを行う者は申請団体につき2人以内とする。

8. 選考決定と給付、返還について

- (1) 上記選考を行い、2017年1月中に助成団体を選考し、理事会において決定の後、当該団体への通知、広報紙やホームページ等への掲載を行います。
- (2) その後、助成決定団体は、助成選考委員会と「覚書」(様式第3号)を締結し、覚書締結後1ヵ月以内を目処に、当年度分として2017年4月1日以後、社会貢献資金を給付します。
- (3) 給付した後、本規則の趣旨及び覚書に違反が認められた場合、助成団体に支給済みの助成金の返還を求めることがあります。
- (4) 当年度末付(2018年3月末日)の会計報告を含む活動及び事業報告(所定書式あり)を、翌年度4月末日(2018年4月末日)までに、提出してください。また、会計報告で未使用金があるときは当生協に返還する事とします。

9. 申請書入手方法

- (1) 申請書は医療生協さいたまホームページよりダウンロード出来ます。
医療生協さいたまホームページ：<http://www.mcp-saitama.or.jp/>
- (2) 医療生協さいたまホームページのお問い合わせ画面よりご請求頂ければ申請書を添付して返信致します。
お問い合わせアドレス：<https://www.mcp-saitama.or.jp/contact/>

10. 申請書提出方法

提出に必要な書類一式に必要な事項を記入して頂き、郵送又は本部総務部までお持ち下さい。

11. お問い合わせ先

申請書の提出、申請に関するご相談、ご質問に関しては**本部総務部 久保田**までお願い致します。

お問い合わせ時間：平日：月～金 9：00～16：30

※土曜、日曜日は対応出来ませんのでご注意ください。

本部総務部 久保田

住所：〒333-0831 川口市木曾呂 1317

電話番号：048-294-6111

以上